

ネットワーク社会における 動画配信の実現と著作権処理

濱崎好治

川崎市市民ミュージアム 学芸員

映像著作物のアーカイブ化と権利処理 「放送番組」の事例

- ニュース・テレビドキュメンタリーの「著作権者」は誰か？→(保存・公開するための交渉先)
- 内容によって、出演者・音楽・文芸著作物・肖像権など、放送局以外の交渉先が数多くある。
- すべての交渉相手、団体の連絡先を調べて、すべて許諾を得なければ、複製、公開できない。

主な著作権処理の作業

- 放送局・制作プロダクションへの複製依頼。
- 放送番組の二次利用に伴う権利処理の手続
- ①番組内容の台本の入手
- ②音楽・演奏者・作詞・作曲・編曲の調査
- ③出演者(プロ)・(アマチュア)
- ④撮影された文芸著作物・美術品・建築物・写真の著作権者の調査。
- ⑤裁判などの事実関係が現在と異なるものノ
プライバシーの侵害になる場面の調査。

文書による契約

- 著作権団体への使用料の支払いのための包括契約を各団体と取り交わす。
- 公文書による「利用範囲」を限定して、保存と利用のための許諾文書を送付する。
- 許諾文書の回答をもらう。
- 著作権処理はビジネスであり、利用者は著作権権利者の定めた条件範囲での利用しかできない。

映像著作物の利用範囲

- 館内のみでの利用。館外貸出しはできない。
- 大型スクリーンでの上映はできない。
- 画像の一部を広報物(目録・チラシ)として無料で配布する程度のもので使用することはできる。
- デジタルテープ、DVDに複製することはできない。
- インターネットで公開することはできない。
- 館内の生涯学習講座で、一部分を引用して使うことができない。

どこまで許諾されたのか

- マスターテープ（Uマチック＝業務用）を保存テープとし、そこから館内で視聴するビデオライブラリー用にVHSに複製して活用できる。
- 画像の一部を使って、所蔵ビデオの目録をつくることができる。
- あらすじ、解説をつけて、文字情報としてインターネットで公開できる。

大きな課題

- マスターテープを再生する機材が製造中止となり、保存媒体としては適していない。
- デジタル化するためには、再度、権利団体にDVDへの複製を許諾してもらう必要がある。
- 技術的にはできることが、法的にできない。

利用者側からの権利意識

- それぞれの施設だけが許諾を得るのではなく、学校への貸出し機関として、地域ごとのライブラリー活動のネットワーク化が必要。
- 市販される以外の「放送番組」の活用計画を明確化する。
- 著作権の使用料を支払うことで、著作権者の著作物であることを十分に認識し、包括的な権利処理ができる交渉窓口を利用者側で組織する。

保存の問題

- 保存されなければ、活用できない。
- 消耗品費での購入や備品で1本だけという収集では、保存にならない。→保存用と活用するメディアに分けて収集する。
- 博物館、図書館、視聴覚ライブラリー、大学が、共同して、「地域としてのネットワーク化による映像の「保存」と「活用」の問題を考えていく。
- 8mmフィルム、市民の記録物もアーカイブ化。

インターネットによる動画配信

- 博物館・美術館→デジタルアーカイブの推進。(フィルム・ビデオの映像分野は取り残されている)
- 自らが制作してインターネットで公開。(著作権の管理、利用について明確にしておくことで、視聴覚教育、映像活用を推進していく)